

議 事 録

第7回 多久市農業委員会定例会

1 日 時 令和3年1月5日(火) 9:00～ 10:45

2 場 所 第3委員会室(2F)

3 出席委員

1 番 野方 信良	2 番 上瀧 悟
3 番 永渕 晴彦	4 番 塚元 英利
	6 番 片桐 伸子
7 番 小園 克司	8 番 古賀 正和
9 番 白仁田 和幸	10 番 柴田 利英
11 番 原 久美子	12 番 小園 敏則

4 欠席委員

5 番 陣内 敬

5 議事日程

- ・第19号議案 農地法第3条による許可申請について
- ・第20号議案 農地法第5条による許可申請について
- ・第21号議案 多久市農用地利用集積計画(案)
- ・第22号議案 多久市東部地域の農業の振興に関する計画(案)に係る意見等について
- ・第23号議案 多久市南部地域の農業の振興に関する計画(案)に係る意見等について
- ・第24号議案 多久市農業振興地域整備計画の変更(除外)に係る意見等について
- ・第25号議案 下限面積(別段面積)について

6 事務局

局 長 上瀧和弘
次 長 吉木昌久
主 査 石田祐二
主 任 峯 涉
農林課 西山貴文

(議長)小園会長

議事録署名委員の指名を行います。
2番 上瀧委員、3番 永渕委員を指名いたします。

(小園会長) それでは、議事に入ります。

第19号議案農地法第3条による許可申請について、事務局より議案の説明をお願いします。(局長 朗読と説明)

(小園会長) ただいまの説明に関連して、地区担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

(小園会長) 何か質問はありませんか。(質問なし)

質問もないようですので、第19号議案 農地法第3条による申請1件については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
全員賛成ですので、第19号議案は原案のとおり決定いたしました。

(小園会長) 第20号議案農地法第5条による許可申請について、事務局より議案の説明をお願いします。(局長 朗読と説明)

(小園会長) ただいまの説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

(小園委員) 昨日現地確認に行きまして、境界杭がなかったために後日確認しましたら地主と協議を行うとのことでした。

(吉木次長) 分筆をしないため国調の結果をもとに境界を決めるとのことでした。事業が始まった後にもめることがあるので、そのようなことが無いよう指導します。

(永渕委員) 3番について説明します。以前は家庭菜園の畑として利用されていたみたいですが、家の前に車が何台も停められておりそこを駐車場にしたいとのこと。石垣がありますが崩してバラスを敷いて利用したいとのことでした。傾斜も谷になっており、そちらに流れるため問題ないと思います。

(小園会長) 1番は賃貸契約となっておりますが、5年後についてはどう利用されるのか？

(吉木次長) 賃貸契約書の中には現状回復と具体的な内容は明記されていませんが、期間満了後は農地に復元する必要があります。

(小園会長) 他に質問ありませんか？

(吉木次長) 3番の補足ですが、家族が10人で7台所有されています。

(小園会長) 質問もないようですので、第20号議案 農地法第5条による許可申請3件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
全員賛成ですので、第20号議案は本委員会で許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたしました。

(小園会長)

次に、第21号議案 多久市農用地利用集積計画事業(案)について、事務局より議案の説明をお願いします。(局長 朗読と説明)

申請番号10番については小園委員が譲受人となっている議案が含まれているため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事賛意の制限に伴い、議事終了まで退席となります。

(小園委員退席)

まず先にこの申請番号10番の意見がありましたらお願いします。

(小園会長) 他に質問はありませんか。(質問なし)

ないようでしたら皆さんの同意を得たいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成ですので21号議案の申請番号10番について原案のとおり可決とします。
委員の入室を認めます。

(小園委員入室)

第21号議案のうち申請番号10番以外の申請について意見をお願いします。

(永渕委員) 23番については米、麦、大豆、で賃借料 48,000 円となっていますが、
高くないですか？

(石田委員) 農業公社の申請書にそのとおり書いてありましたのでそのように記載しております。中身はアスパラガスを作られています。JA との円滑化事業の更新ですが、
契約については新規扱いとなります。

他に質問もないようですので、第21号議案 多久市農用地利用集積計画事業(案)について10番以外原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第21号議案は多久市農用地利用集積計画事業(案)については賛成との意見を付して市長に回答いたします。

(小園会長) 第22号議案 多久市東部地域の農業の振興に関する計画(案)に係る意見等について事務局より説明をお願いします。

(農林課 西山説明)

(白仁田委員) 東部地区農業振興となっているが結局は病院建設があるために計画したのか?

(西山) 大きな計画多久市農業振興整備計画書が平成26年に作成され、その計画にそった形で農振除外を審議していただく部分になります。土地改良事業が8年未経過のために、計画を立てております。

(小園会長) ほかに質問はありませんか?

(小園会長) 他に質問もないようですので、第22号議案 多久市東部地域の農業の振興に関する計画(案)に係る意見等について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
全員賛成ですので第22号議案は適当ということを多久市長に回答します。

(小園会長) 第23号議案 多久市南部地域の農業の振興に関する計画(案)に係る意見等について事務局より説明をお願いします。

(農林課 西山説明)

(小園会長) 委員の皆様、質問はありませんか?

(永淵委員) 以前あった庄のお寺の駐車場の案件と同じような理由で地域農業に貢献することでしたが、公共性があまりない個人の計画で、今回もそのような理由で農振場外となっており、可能なのか?

(西山) 法律上計画を立てて、農業委員会、農協などの意見を求めて最終的には県に提出をし、適当か不適当かの判断がされます。

(小園会長) 他に質問はありませんか?

(小園会長) 他に質問もないようですので、第23号議案 多久市南部地域の農業の振

興に関する計画（案）に係る意見等について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）
全員賛成ですので第23号議案は原案どおりを多久市長に回答します。

（小園会長）第24号議案 多久市農業振興地域整備結核の変更（除外）に係る意見等について事務局より説明をお願いします

（農林課 西山説明）

（小園会長）それでは現地調査の結果を報告をお願いします。

（上瀧委員）1番の鉄塔についてですが、鉄塔の4本の柱の内側については麦を作られていました。今後も利用されるとのことで問題ないかと思えます。2番については調整池を作られ、雨水はポンプを設置され別府川に流されるとのことです。問題が1つあり、地元の方に水量の確保をお願いされてきました。今後説明会等あればそのつど立ち合いをいただき要望を挙げていきたいとのこと。地元の要望を聞いていけば問題ないかと思えます。

（塚元委員）3番について現地確認に行きました。敷地については問題ないと思えます。残った境界線外の草刈り等の管理が不十分になると思われます。のりの管理を誰がやっていくかが不安に思われます。

（小園会長）現地報告を聞いて委員の皆様なにか質問はありませんか？

（小園会長）他に質問もないようですので、第24号議案 多久市農業振興地域整備結核の変更（除外）について除外適当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）
全員賛成ですので第24号議案は除外適当として多久市長に回答します。

（小園会長）第25号議案下限面積（別段面積）について事務局より説明をお願いします。

（吉木次長 説明）

（小園会長）事務局より説明がありましたが委員の皆様何か質問はありませんか？

（永渕委員）設定内容説明で、5反を3反にしたりしたら土地が流動的になる可能性があるのではないかと思いますか？

（吉木次長）3反未満の農家の割合がおおむね4割を下回らないようになっており、多久

の場合は3パーセントほどになっています。おおむね4割との決まりがあるので現状としては難しいと思われます。

(小園会長) 他に質問はありませんか？

(小園会長) 第25号議案下限面積(別段面積)について審議の結果変更なしの方は挙手をお願いします。(全員挙手)
全員賛成ですので、変更なしとします。

議事は以上になります。

報告事項について

- ・農地の賃貸借契約書解約等について
- ・相続届について

次会定例会日程について

令和3年 2月 2日(火) 9:00～